

出合い～ご結婚までをトータルにコーディネートします……



## 《 システム紹介 》

※パートナーとお出あいできるまで、期限なくお世話いたします。

### 入会時

\*プライバシーは厳守致しておりますので、ご安心下さい。

- ☆ 本人確認の提示（運転免許証又はマイナンバーカード）自営業・会社役員の男性は所得証明書も必要
- ☆ 満20歳以上の現在独身の方で、結婚に前向きである事
- ☆ 結婚生活を営める健康且つ定職（男性のみ）のある方 ※定年後は無職も可

### 入会～お見合い

- 1、あなたのご希望を考慮し、釣り合うお相手をご紹介します。
  - 2、お見合いの取次は、すべて担当仲人がいたします。
  - 3、双方ともお見合い希望であれば日時・場所を調整⇒積極的にいろいろな人と会ってみましょう。
  - 4、お見合いは当方の指定場所（女性現住所の都道府県内）にて、仲人立会いの上、本人同士で行います。
  - 5、お見合いの日が決定したのちは、安易に変更しないよう気をつけましょう。
  - 6、お見合い前々日までに「確認」の連絡をし、当日、5～10分前に指定場所へ来て下さい。
  - 7、「お見合いの心得」に沿ってマナーを守り、ドリンク代は男性が支払うこと（立会う仲人の分も含む）。
  - 8、お見合いの結果は、迷っている場合でも翌日の夕方5時までに必ず担当仲人に連絡して下さい。
- ☆注意点…お相手より住所・電話番号などプライバシーに関する事を尋ねられた場合、自己責任でお答えいただく事は結構ですが、当方では交際に入るまでお知らせしておりません。

### ご交際

- 1、双方とも交際ご希望の場合、お互いの電話番号などの連絡先をお知らせしますので、まずは男性からその日のうちに連絡して下さい。もちろん、女性からでも結構です。
  - 2、次のデートの日時をお二人で決められれば最高ですね。デートの場所選びも大事なことです。
  - 3、交際に入った後、お相手の詳しい履歴が必要な場合は、自分も用意したうえで相談して下さい。
  - 4、できるだけ早い機会に、お相手のご両親に会って挨拶を済ませましょう。⇒信頼感が高まります。
  - 5、交際中、お金の貸し借りなど、後々トラブルになるようなことは避けましょう。
  - 6、交際を終了したい場合は担当仲人まで連絡して下さい。また、交際終了となったお相手の連絡先や連絡手段はすべて削除または破棄しましょう（担当仲人を通じて返却も可）。
  - 7、交際中は、最低月一度は必ず、担当仲人まで報告して下さい。
- 交際期間は、お相手の心情も考慮し、3～4か月で結論を出しましょう（最長6か月）。
- ☆注意点…交際中の出来事は、お二人の自己責任です。また交際中の休・退会は出来ません。

### ご婚約

- 1、お二人の意思が固まってきたと思ったら、いよいよプロポーズ！！  
プロポーズはタイミングが大切です。事前に担当仲人まで相談して下さい。
- 2、お相手より “ YES ” の返事をもらえたら、すぐに連絡して下さい。  
良いお返事のあった翌日に成婚料の支払いとなります（又は担当仲人の指定日まで）。
- 3、ご両家顔合わせ・ご婚約・挙式・新生活の準備など、あらゆるご相談や心配事にお応えする「ブライダルナビ」を利用すること。



## ※会員の方は、全員下記を誓約していただいているので安心です。

《ペナルティー規定》 皆さんがお約束事を守ってくだされば、下記の請求は無い事をご理解下さい。

### 入会時 (入会金、登録料の支払い)

☆登録記載事項に(学歴・婚歴・年収等)誤りがあった場合 ⇒5万円以下

\*在籍期間中に、履歴(住所・職業・年収等)に変更があったにもかかわらず、当方への連絡をおこたった場合も含む

### 入会～お見合い (入会から退会まで27日に翌月分/当月分月会費の支払い)

1, 当方より知り得た相手情報を、第三者に漏らしたりお見合いまでにご利用した場合  
(近所聞合せ・フェイスブックなどを通じて調べること 等) ⇒1万円以上

2, お見合いを申し込み、翌日以降2週間以内に、受諾が来ていない段階で取り消す場合 ⇒5千円

3, 申込側・受諾側に関わらず、既に成立していたお見合いを取り消した場合 ⇒1万円  
(お見合い日や場所が、未決定の場合も含む)

やむを得ない事情に限り、一度の延期は可能だが、二度目以降の延期は迷惑料として ⇒5千円

4, お見合い当日、連絡無しで10分以上遅刻した場合 ⇒1万円

5, お見合い当日、お見合い場所に連絡なく現れなかった場合 ⇒2万円

### お見合い～交際 (お見合い当日にお見合い料の支払い)

1, 互いに交際希望となったにもかかわらず、一度の電話又は交際もなくお断りにした場合 ⇒1万円

2, お見合い相手に対し、当方に内緒で交際しようと持ちかけたり、退会を求めた場合 ⇒成婚料相当額

3, 交際終了の連絡を受けていたにもかかわらず、電話連絡などの接触をした場合 ⇒1万円

4, 交際期間が、お見合い日より6か月経過した場合(本会が了承した場合はこの限りではない)  
⇒成婚料相当額

\*お互いが承知の上で、婚約及び入籍などしないで同居する場合もこれに含む

### 交際～婚約 (婚約成立時に成婚料の支払い)

1, 本人同士結婚の意志を確認しあったにもかかわらず、確認した日の次の日までに報告なき場合  
⇒成婚料の倍額

2, 担当仲人から指定された期限までに成婚料の支払いなき場合  
⇒成婚料の倍額

3, 交際終了の確認後も、双方合意の上で互いに連絡を取ったり、会ったりしていることが判明した場合  
⇒成婚料の倍額

### 退会 注意…退会連絡は、1か月前の受付となります。

☆在籍中に知り又は知り得た方と、退会後にいかなる事情があろうと、交際又婚約に至った場合  
⇒成婚料の倍額

※結婚のお世話をするにあたって当会が不適格な方と判断した場合、お世話の途中といえども金品の返金無しでお世話は取り止めます。

又、会員紹介書に記載していない相手の個人情報について知りたい場合は、お見合い後ご自分の責任で調査して下さい。

## 概要書面（契約内容の説明書）

**本書面を十分にお読みください。**

本書面は、福縁寿サチエル（以下、当会といいます）が会員に対し提供するサービスの内容、会員が当会に対し支払う費用・支払時期・方法、クーリングオフ等、当会と会員との契約関係の概要を示すものです。

### 1. 役務提供事業者（当会）

名称：福縁寿サチエル 千葉松戸支部  
住所：千葉県松戸市串崎新田73  
電話：050-7110-8465  
代表者：梶澤 明生

### 2. サービス内容

当会が会員に提供するサービスは、結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

- ① 当会への登録
- ② 会員のご希望を考慮し、お見合い相手のご紹介
- ③ 当会によるお見合いの取次
- ④ 当会によるお見合い立会い
- ⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
- ⑥ その他上記に関連する活動のサポート

### 3. 費用

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	22,000円	入会時（現金・振込）
登録料	11,000円	2年有効（現金・振込）
月会費A	4,400円	翌月分を毎月末日（振込・口座振替・カード払い） 各プランから1つ選択します。
月会費B	6,600円	
月会費C	8,800円	
お見合い料	何度でも無料	1週間以内（現金）※ペナルティー発生時のみ
成婚料	330,000円	婚約成立時（現金・振込） ※提携店への訪問で22万円割引 ※成婚の報告を当会HP等への掲載5.5万円割引

## 【入会時費用総額】

- ・ 入会金＋登録料＋月会費
- 月会費 A 37,400円
- 月会費 B 39,600円
- 月会費 C 41,800円

各費用の内容は以下のとおりです。

- ①入会金：入会審査，各種事務手続費用。
- ②登録料：当会本部への登録費用。（2年更新）
- ③月会費：お見合い取次や各種相談など会員として活動するための費用。  
月途中入会における月会費は発生しません。
- ④お見合い料：お見合い設定1回に要する費用
- ⑤成婚料：婚約に至った時にお支払いいただく費用

## 4. サービス提供期間

当会によるサービス提供期間は，契約締結日を含めた当月から，月会費支払いのあった当月1ヶ月間ごととなります（月謝制）。

## 5. クーリングオフ

- ① 会員は，入会申込書に署名し，これを受領した日から8日間を経過するまでは，書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。
- ② 会員は，当会が①の解除を妨げるために故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当会が脅迫したことにより困惑した場合，入会申込書を受領した日から8日間を経過していても，いつでも書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。ただし当会があらためて「クーリングオフができる旨を記載した書面」を発行したときは，会員がこれを受領した日から8日間を経過するまでとなります。
- ③ クーリングオフの効力は，その書面を発信したときから生じます（郵送の場合消印有効）。
- ④ ②の解除があった場合において，当会が，そのクーリングオフをした会員に対して，そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはありません。
- ⑤ ②の解除があった場合において，当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても，その解除をした会員に対して，当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ⑥ ①又は②の解除があった場合において，当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは，速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

## 6. 中途解約

※法律に沿って記載の必要な条項ですが、当会は月謝制（退会時に返金が発生しない会費制度）を採用しているため、次の①②③の説明を省くことが認められていますので省略します。

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から8日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から8日間を経過した後であっても）においては、書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。
- ② 当会は、前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。
  - ア その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
    - ・提供されたサービスの対価に相当する額
    - ・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
  - イ その解除がサービス提供開始前である場合は3万円
- ③ 本条①による中途解約時においては、当会は会員に対し、未提供サービスに相当する前受金がある場合、当該相当額を返金します。ただし、日割計算は行いません。

## 7. 退会時の返金

会員が入会申込書第6条に定める退会事由（会員としてふさわしくない行為）に該当し当会を退会となる場合は、会員は当会に対し、受領金の返還を求めることができません。

## 8. 退会

会員は、当会に入会后、任意にいつでも自由に退会することができます。

## 9. 効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても、当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。（理由を付して中途解約条項の説明を省いた場合など）

## 10. 保全措置

当会は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じる必要がない事業者です。（入会時に受け取る合計金額が5万円を超えないため）

#### 1 1. 個人情報の取扱

当会は、入会申込により入手した会員の個人情報につき、個人情報保護法に基づき、入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

#### 1 2. 日本仲人協会本部について

日本仲人協会本部とは、成婚を目指すべくお見合いの組み合わせをするために当会が加盟しているものであり、経営などに関する資本の関係にはありません。

従って、この契約に関することは、すべて当会に責任が帰属しますので、連絡は日本仲人協会本部ではなく、当会宛てとします。

本書面記載の各条項につき十分説明しました。

年 月 日

住所 千葉県松戸市串崎新田73

事業社名 福縁寿サチエル

代表者氏名 梶澤 明生

担当者

入会者記入欄

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け、十分理解しました。

年 月 日

住所

氏名